

令和3年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和4年2月

京 都 市

令和 3 年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 3 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

別紙 1 のとおり、再評価の対象となった 4 事業の対応方針について、2 事業は「事業休止」、2 事業は「事業継続」とする。

別紙 2 のとおり、事後評価の対象となった 1 事業の対応方針は、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

2 個別事業について

<再評価>

(1) 道路事業 一般国道 162 号 栗尾バイパス

本事業は、右京区京北地域から市内中心部へのアクセス道路として重要な路線である一般国道 162 号のバイパス整備を行うことで、線形不良及び幅員狭小などの課題を解消し、安心・安全で円滑な通行を確保するものである。

事業延長 4,300mのうち、既に供用している京北トンネルを含む 3,160mの区間においては、線形不良及び幅員狭小、冬期の積雪時における通行などの課題が解消したことで、一定の事業効果が発現している。

未着工区間においても、大型車同士のすれ違いが困難な幅員狭小箇所が残っていることなどから、事業の必要性は高い。

しかしながら、前回の再評価から進捗が見られず、厳しい財政状況を受け策定した行財政改革計画を踏まえると、当面、事業の進捗を図ることができないため、本事業は休止とする。

(2) 道路事業 京都広河原美山線 ニノ瀬バイパス

本事業は、市内北部地域と中心部を結ぶ主要な幹線道路であり、鞍馬、貴船といった観光地へのアクセス道路でもある主要府道京都広河原美山線のバイパス整備を行うことで、線形不良及び幅員狭小などの課題を解消し、安心・安全

で円滑な通行を確保するものである。

事業延長 2,400mのうち、既に供用している二ノ瀬トンネルを含む 2,150mの区間においては、線形不良や幅員狭小などの課題が解消したことで、一定の事業効果が発現している。

未着工区間においても、見通しの悪い箇所及び幅員狭小箇所が残っていることから、事業の必要性は高い。

しかしながら、前回の再評価から進捗が見られず、厳しい財政状況を受け策定した行財政改革計画を踏まえると、当面、事業の進捗を図ることができないため、本事業は休止とする。

（３）河川事業 七瀬川

本事業は、伏見区を東西に流れる七瀬川の河道断面の拡大及び遊水地の整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、一部区間において下部を治水施設、上部をせせらぎ河川とする二層式河川を採用することで、地域住民の憩いの場となる水と緑豊かな水辺空間を創出し、地域環境にも寄与するものである。

二層式の区間については、平成 20 年度に整備が完了し、一定の事業効果が発現されているが、近年の大雨（ゲリラ豪雨）の状況を踏まえると、全川に渡って治水効果が期待される遊水地を早期に整備する必要がある。現在、遊水地の工事を順調に進めており、事業完成に向けた進捗が見込めることから事業継続とする。

（４）住宅地区改良事業 三条鴨東地区

本事業は、京阪電鉄三条駅に隣接した地区において、不良住宅の買収除却及び改良住宅の建設を行うとともに、児童遊園などの公共施設を整備することで、住環境の改善を図るものである。

改良住宅の建設や道路拡幅は既に完了しており、残り 1 件の用地を取得することで公共施設の整備に着手できる状況にある。

現在、用地交渉を進めており、事業完成に向けた進捗が見込めることから事業継続とする。

<事後評価>

（１）街路事業 京都駅南口駅前広場の整備

本事業は京都駅南口において、交通結節点としての機能の向上や、安全で快適な空間の創出を行うなど、京都の玄関口にふさわしい駅前広場を整備したも

のである。

本事業の実施により、公共交通機関の集約やエレベーター等の整備による利便性向上、歩行者及び自転車の安全で円滑な交通の確保、拠点広場「みやこ夢てらす」の整備による賑わいの創出などの事業効果を発現した。整備の結果、京都の玄関口にふさわしい景観を創出することができた。

これらのことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

令和 3 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④ 事業休止している事業のうち、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率 (R3.3)	対応方針
道路事業	1	一般国道162号 栗尾バイパス	延長 L=4,300m 幅員 W=9.5m ～9.75m	H19	③	15	86.6%	事業休止
	2	京都広河原美山線 二ノ瀬バイパス	延長 L=2,400m 幅員 W=7.0m ～7.5m	H19	③	15	84.1%	事業休止
河川事業	3	七瀬川	延長 L=1,095m (950m+145m) 幅員 W=10.80m ～15.70m	H4	③	30	93.7%	事業継続
改住良宅事業地区	4	三条鴨東地区	面積 A=1.26ha	H11	③	23	83.8%	事業継続

令和 3 年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	対応方針
街路事業	1	京都駅南口駅前広場の整備	延長 L=800m	H25	①	H28	今後の事後評価, 改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要